

平成29年度
監査のあらまし

平成30年3月

福島県監査委員事務局

まえがき

東日本大震災からすでに7年経過したものの、複合災害に見舞われた本県の復興はいまだ途上にあり、「復興」と「地方創生」を両輪とする施策を効果的かつ戦略的に展開していくことが必要な状況に置かれていることから、財政規模が増大し業務量も増加・複雑化している中で、県財政の健全性の確保はもとより、事業の着実かつ適正な執行、事業の検証が求められております。

このため、監査に当たっては執行機関における内部統制の状況に留意しながら財務事務を始め事務事業の執行について、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査等を実施したところです。

ここに、監査委員制度、平成29年度における監査等の実施状況、監査結果概要等を取りまとめた「監査のあらまし」を作成しましたので、業務の参考にさせていただければ幸いです。

なお、福島県ホームページ (<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>) (トップページ>組織でさがす>監査委員事務局>監査委員事務局ホームページ)においても、監査基準、監査等計画、監査結果等を公開しておりますので、あわせて御案内申し上げます。

平成30年3月

【監査のあらまし】

目 次

1	監査委員制度	1
2	監査等の種別と実施状況	
(1)	定期監査	2
(2)	随時監査	2
(3)	行政監査	3
(4)	財政的援助等監査	3
(5)	指定金融機関等の監査	3
(6)	住民監査請求による監査	3
(7)	出納検査	4
(8)	決算審査及び基金運用状況審査	4
(9)	健全化判断比率審査及び資金不足比率審査	4
	○ 平成29年度監査等実施時期一覧表	5
3	監査結果等の概要	
(1)	定期監査	
	ア 普通会計	6
	イ 企業会計	14
(2)	財政的援助等監査	20
4	行政監査（課題監査）結果等の概要	
	平成29年度行政監査	21
5	住民監査請求の状況	
(1)	住民監査請求	24
	○（参考）住民監査請求手続の概要	24
6	外部監査制度の状況	
(1)	外部監査制度	26
(2)	外部監査の実施状況	26
7	監査結果等の公表	28

1 監査委員制度

監査委員は、公正で効率的な行政を確保するために、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定により設置される独立の執行機関です。個々の監査委員が、単独で職務権限を行使できることから、「独任制」の執行機関といわれます。

また、自ら監査業務に従事する点で「実働機関」でもあります。

監査委員は、県議会の同意を得て知事によって選任されますが、福島県では4名の監査委員（識見を有する者から選任される委員2名、県議会議員から選任される委員2名）が置かれています。うち識見委員1名を常勤とし、ほかの3名は非常勤となっています。

2 監査等の種別と実施状況

監査委員の職務権限である監査等は、法令で定められており一般に次のように分類されています。

区		分	法令根拠条文	
監査	一般監査	財務監査	定期監査	地方自治法第199条第1項、第4項
			随時監査	地方自治法第199条第1項、第5項
		行政監査		地方自治法第199条第2項
		財政的援助等監査		地方自治法第199条第7項
		指定金融機関等の監査		地方自治法第235条の2第2項 地方公営企業法第27条の2第1項
	特別監査	直接請求に係る監査		地方自治法第75条
		県議会の要求による監査		地方自治法第98条第2項
		長の要求による監査		地方自治法第199条第6項
		住民監査請求による監査		地方自治法第242条
		職員の賠償責任に関する監査		地方自治法第243条の2第3項 地方公営企業法第34条
	検査	出納検査		地方自治法第235条の2第1項
	審査	決算審査		地方自治法第233条第2項 地方公営企業法第30条第2項
基金運用状況審査		地方自治法第241条第5項		
健全化判断比率審査		地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項		
資金不足比率審査		地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項		

主な監査等の内容と平成29年度の実施状況は次のとおりです。

(1) 定期監査

県の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的かどうか、さらには県が経営する事業の管理が合理的かつ能率的かどうかを主眼として実施する監査ですが、これらは毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて実施することとされているため、定期監査といいます。

定期監査は、県の普通会計及び企業会計を行う機関を対象として実施しています。平成27会計年度を対象とした定期監査については、平成29年5月から7月にかけて14機関において実施し、また、平成28会計年度については、平成29年5月から平成30年3月にかけて203機関において実施し、さらに、平成29会計年度については、平成29年11月から平成30年3月にかけて57機関において実施し、その結果、指摘事項12件、指導事項26件、検討事項1件が認められ、それぞれ改善を求めました。

また、発注前及び施工中の建築工事を対象とする技術監査（建築工事）は、平成29年12月から平成30年1月までに8件実施しました。

監査結果の詳細については、「3 監査結果等の概要」のとおりです。

〔定期監査の実施時期及び実施機関数一覧表〕

○ 平成27会計年度

監査実施時期	実施機関数			備考
	本庁	公所	計	
平成29年5月～7月		14	14	普通会計 14
計		14	14	

○ 平成28会計年度

監査実施時期	実施機関数			備考
	本庁	公所	計	
平成29年5月～平成30年3月	55	148	203	普通会計 195、企業会計 8
計	55	148	203	

○ 平成29会計年度

監査実施時期	実施機関数			備考
	本庁	公所	計	
平成29年11月～平成30年3月		57	57	普通会計 57
計		57	57	

(2) 随時監査

監査委員は、定期監査で行う財務に関する事務の執行及び県が経営する事業の管理に関する監査を、定期監査以外に必要なと認めるときは、いつでも実施することができることとされており、これを随時監査といいます。なお、平成29年度は実施しておりません。

(3) 行政監査（課題監査）

監査委員は、必要があると認めるときは財務に関する事務の執行及び県が経営する事業の管理に関する監査以外に、県の事務の執行について監査することができるとされており、これを行政監査といいます。

行政監査は、県の事務の執行が法令等に従って適正に行われているか、県民の福祉の増進に寄与し最少の経費で最大の効果をあげているか、組織及び運営の合理化に努め、規模の適正化が図られているかなど、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施しています。毎年課題を設けて行う課題監査と、定期監査時に併せて行う一般監査とに区分して実施しています。

平成29年度の行政監査（課題監査）の結果等については、「4 行政監査（課題監査）結果等の概要」のとおりです。

(4) 財政的援助等監査

監査委員は、県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができるかとされています。また、県が4分の1以上出資しているもの、借入金の元金又は利子の支払保証をしているもの、県が公の施設の管理を行わせているものなどについても同様に監査することができるとされており、これを財政的援助等監査といいます。

財政的援助等監査は、団体の当該財政的援助等に関する資金の出納状況や事業の運営等が適正かつ効率的かどうかを主眼として実施しています。

平成29年度は、県の出資団体や平成28会計年度に行った財政的援助等を監査対象として34団体を選定し、平成29年9月から平成30年1月にかけて実施し、その結果指摘事項はなかったものの、指導事項が4件（4団体）認められ、それぞれ改善を求めました。

監査結果の詳細については、「3 監査結果等の概要」のとおりです。

(5) 指定金融機関等の監査

指定金融機関等の監査は、福島県指定金融機関等の公金の収納、支払等の事務処理が、法令の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として、必要があると認めるときに実施することができますが、平成29年度は実施しておりません。

(6) 住民監査請求による監査

住民監査請求は、県民の方が、知事や職員等について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるとき、これを証する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するもので、法令により請求要件が設けられています。

なお、平成29年度は住民監査請求がありませんでした。

（参考「住民監査請求手続の概要」のとおり）

(7) 出納検査

出納検査は、県の現金の出納について毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならないとされているもので、例月出納検査といわれています。本県では、原則として毎月25日に例月出納検査を実施することとしています。

例月出納検査は、会計管理者、公営企業管理者等から提出された検査資料について、毎月の計数を確認するとともに、県の財政収支の動態を、主として計数面から把握して検査しています。

(8) 決算審査及び基金運用状況審査

知事は、毎会計年度、決算及びその証書類その他政令で定める書類を監査委員の審査に付すこととされています。

監査委員は、決算書その他の関係諸表に基づく計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されたかどうかを主眼として決算審査を実施します。

また、知事は、毎会計年度、基金の運用状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付すこととされています。

監査委員は、決算書その他の関係諸表に基づく計数を確認するとともに、基金の運用が適正に行われたかどうかを主眼として基金運用状況審査を実施します。

平成28年度の福島県一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに平成28年度基金運用状況について、平成29年8月1日に審査を求められ、同年9月4日に意見書を提出しました。

また、平成28年度福島県工業用水道事業会計等の福島県公営企業決算については、平成29年8月1日に審査を求められ、同年9月4日に意見書を提出しました。

(9) 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

監査委員は、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率をいう。）について、算定の基礎となる事項を記載した書類を確認して、健全化判断比率が適正に算定されているかを主眼として審査を実施します。

また、監査委員は、地方公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書その他の関係書類に基づいてその計数を確認するとともに、資金不足比率が適正であるかどうかを主眼として資金不足比率審査を実施します。

平成28年度の健全化判断比率及び資金不足比率について、平成29年8月1日に審査を求められ、同年9月4日に意見書を提出しました。

○ 平成29年度監査等実施時期一覧表

平成29年度に実施した監査等の実施時期は下記のとおりです。

監査種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
○定期監査	<p>平成28会計年度対象</p>											
○建築工事等技術監査	<p>平成27会計年度対象</p>				<p>平成29会計年度対象</p>							
									<p>平成29会計年度対象</p>			
○行政監査 (課題監査)	<p>「試験研究機関における研究とその活用について」</p>											
○財政的援助等監査							<p>平成28会計年度分の財政的援助等を対象</p>					
○出納検査 ・例月出納検査	<p>県の現金の出納について、毎月の計数を確認するとともに、県の財政収支の動態を主として計数面から把握して検査を実施（毎月実施）</p>											
○決算審査 ・一般会計及び 特別会計 ・企業会計					<p>平成28年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査</p>							
					<p>平成28年度福島県公営企業会計決算の審査</p>							
○基金運用状況 審査					<p>平成28年度基金運用状況の審査</p>							
○健全化判断比 率審査及び資 金不足比率審 査					<p>平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の審査</p>							

3 監査結果等の概要

監査は、合規性及び正確性の観点に加え、経済性（Economy）、効率性（Efficiency）及び有効性（Effectiveness）の観点（3E監査）から実施しています。

平成29年度に実施した定期監査等及び財政的援助等監査の結果、改善を要する不適切な事項として指摘したものについては、その事実を福島県報に登載して公表するとともに、これに関して講じた措置について回答を求め、この措置状況についても公表しています。さらに、指摘には至らないが、措置又は留意改善を要する事項として指導したもの及び制度に起因するものとして検討を求めたものについては、その事実を簡潔に要約し公表しています。

各受検機関においては、監査結果の通知を受けた後、速やかに是正に取り組んでおり、チェックリストやマニュアルの見直し、複数職員による確認の徹底などチェック体制を強化するとともに、関係機関との情報共有を図ることにより、再発防止に努めています。

また、財政的援助等監査においては、過支給補助金の返還など財政的な効果が具体的に現れた例もありました。

なお、上記公表事項は全て、監査委員事務局のホームページ（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>）、「福島県ホームページ>組織でさがす>監査委員事務局」に掲載しています。

(1) 定期監査

ア 普通会計

(7) 事項別件数

○ 平成29年度（監査実施期間：平成29年5月24日～平成30年3月13日）

事 項	平成 29年度	平成 28年度	平成 27年度
1 歳入関係	17	22	13
ア 調定期が遅延しているもの	4	10	6
イ 過調定又は不足調定となっているもの	8	6	1
ウ 収入未済のもの又は収入の時期が遅延しているもの	1	3	3
エ その他収入事務が適切でないもの	4	3	3
2 歳出関係	10	15	13
(1) 支出負担行為が遅延しているもの	1		
(2) 支出事務について			
ア 過払又は不足払となっているもの	1	2	4
イ その他支出事務が適切でないもの	3	7	6
(3) 契約事務について			
ア 委託料などの積算が適切でないもの			
イ 契約の時期が遅延しているもの	1		
ウ 履行の確認が適切でないもの			1
エ その他契約事務が適切でないもの	4	1	2
(4) 補助事業について			
ア 事業計画の審査又は実績確認が適切でないもの		2	
イ 補助事業者等に対する指導が適切でないもの			
ウ その他補助事業事務が適切でないもの		2	
(5) 工事の設計積算又は施工管理が適切でないもの			

(6) その他		1	
3 財産関係	5	11	5
(1) 財産管理事務が適切でないもの	5	7	3
(2) 物品の管理が適切でないもの		4	2
4 その他	3	14	11
合 計	35	62	42

○ 技術監査（建築工事）

平成29会計年度（監査実施期間：平成29年12月11日～平成30年1月31日）

事 項	平成 29年度	平成 28年度	平成 27年度
2 歳出関係	0	4	1
(3) 契約事務について ウ その他契約事務が適切でないもの			
(5) 工事の設計積算又は施工管理が適切でないもの	0	4	1
合 計	0	4	1

(4) 3E（経済性、効率性及び有効性）区分件数

3E区分	分類	指 摘 事 項 等	件数
経済性	財産関係	出張時に前渡資金とプリペイドカードを紛失した	1
	財産関係	借上公舎の保険契約更新を失念し保険料が増額した	1
	計		2
有効性	歳入関係	県営住宅使用料の徴収率が低下しているもの	1
	歳入関係	使用料・手数料の設定を誤り収入が減じた	1
	財産関係	所有している土地を県有財産台帳から除却した	1
	計		3
合 計			5

注 「(7)事項別件数」を3E区分により分類しているため、該当しない指摘事項等もあります。

(ウ) 指摘事項10件（平成29年9月19日公表分から平成30年3月27日公表分まで）

1 県中地方振興局

[指摘事項]（平成29年9月19日監査公表第18号）

入札事務における落札者の決定について、著しく適正を欠いているものがあり、牽制体制が機能していない。

「事実の概要」

管内公所発注工事にかかる条件付一般競争入札において、落札候補者となった者の入札参加資格を十分に確認せず、入札参加資格を有しない者を落札者と決定していた。

また、同様に当該人を相手方とする誤った落札者の決定が、平成24年度に1件、25年度に3件、27年度に2件あったことも発覚し、長期にわたって組織内の審査体制も機能していなかった。

[措置状況の報告：福島県知事]（平成30年2月13日監査公表第2号）

今回の入札事故は、落札候補者となった者の入札参加資格について、組織的なチェックがなされていなかったことが原因です。

事故発覚後、速やかに当該事業者及び過去7件の応札者に対して、事実を説明し謝罪しました。

今回の入札事故を受け、落札候補者の入札参加資格を確認する方法を、入札監理課のチェックリストを活用して、入札公告からチェックリストへ転記した入札参加資格と、建設業管理システムの資格が確認できる画面のハードコピーとを突合することで、落札候補者決定過程において入札参加資格を複数職員でチェックするよう体制を強化しました。

今後は、関係規程に基づき、適正な入札の執行に努めてまいります。

2 県北保健福祉事務所

[指摘事項]（平成29年9月19日監査公表第18号）

児童福祉施設等入所費負担金に係る認定事務について、著しく適正を欠いているものがあり、牽制体制が機能していない。

「事実の概要」

児童福祉施設等入所費負担金について、算定基礎となる世帯の所得認定を平成25年度、26年度及び28年度に誤ったまま決定し、結果、4実世帯で434,900円の調定誤りが発生している。

（過大調定：2実世帯76,100円、過小調定：2実世帯338,800円）

[措置状況の報告：福島県知事]（平成30年2月13日監査公表第2号）

今般の入所費負担金の調定誤りについては、組織的なチェックがなされていないものがあったことが原因となっています。

御指摘の事項については、平成29年6月に負担金の変更決定を行い、4件のうち1件は還付手続をし、3件（全額未納者を含む。）は納入通知書を発行しました。

なお、新たに、入所費負担金の認定に当たって留意すべき事項をまとめたチェックリスト表を作成し、世帯の所得認定を複数の職員でチェックするよう体制強化するなど、再発防止に努めております。

今後は、関係規程に基づき、適正な認定事務に努めてまいります。

3 相双保健福祉事務所

[指摘事項]（平成29年9月19日監査公表第18号）

児童福祉施設等入所費負担金について、制度の取扱いによることなく、長期間にわたり誤った認定事務処理を行っており、事務事業執行体制に適切を欠いている。

「事実の概要」

児童福祉施設等入所費負担金について、平成22年度税制改正に伴う影響緩和措置が講じられたが、算出方法を定めた平成23年7月の各保健福祉事務所長あて通知文書の取扱いによることなく、長期間にわたり誤った認定事務処理を行っていた。

その結果、平成24年度から平成28年度までの5年間で、17実世帯に対して負担金の調定額誤りが生じ、そのうちの1世帯については世帯所得の認定上の誤りも判明したことから、3,398,659円が過大な調定となっている。

[措置状況の報告：福島県知事]（平成30年2月13日監査公表第2号）

今般の入所費負担金の調定誤りについては、本庁から発出された「平成22年度税制改正に伴う影響緩和措置」に係る通知が所内で共有されず、従来の算出方法を踏襲してしまったことが原因となっています。

御指摘の事項については、本年5月に認定方法に誤りがあることを発見後、本通知の摘要を受ける平成24年7月以降分の認定案件について再確認を行い、本年6月30日には、認定に誤りが認められた17世帯分の調定額を是正処理しました。

また、過誤徴収となっていた11世帯については、訪問による事情説明と謝罪を行った上で、順次還付処理を行い、本年8月31日までに全ての対象世帯に対する還付処理（過誤徴収額2,273,399円）を終了しました。

本件を踏まえて、以下のとおり再発防止に努めます。

- (1) 事務手順に関する文書通知等があった場合には、担当者による勉強会を開催するなど、内容の確実な理解と共有を図る。
- (2) 特に、制度改正に関するものなど重要な通知については、適切に保存することを徹底する。
- (3) 負担金等の認定に当たっては、新たにチェックリストを作成するとともに、複数の職員による確認を徹底し、チェック体制の強化を図る。
- (4) 新任職員等に対しては、所内で習熟度が高い職員による知識習得研修を実施するなど、全職員の職務能力の向上に努める。

4 白河実業高等学校

[指摘事項]（平成29年9月19日監査公表第18号）

授業料の調定事務において、著しく適正を欠いているものがある。

「事実の概要」

- 1 平成28年7月に1件613,800円及び10月に1件59,400円の収入調定が欠落している。
- 2 平成28年12月に収入調定すべき1件554,400円について、誤って11月にも収入調定したため、二重調定となっている。
- 3 平成28年7月分授業料より高等学校等就学支援金対象者となった生徒2名の口座引落停止手続を失念し、10月に19,800円、11月に39,600円を誤って収入し、その収入について調定を行っていないにもかかわらず、誤って11月及び12月にそれぞれ29,700円を減額調定している。
- 4 上記調定欠落及び調定額誤りについて、それぞれ増額調定又は減額調定すべきところ、平成29年3月に一括してその差額である178,200円を収入調定している。

[措置状況の報告：福島県教育委員会教育長]（平成30年2月13日監査公表第2号）

授業料の収入調定について、財務規則等関係規程を十分に理解して、適正な調定事務処理を行うとともに、授業料徴収者名簿、就学支援金受給者名簿等の関係書類との突合を複数の職員で行うことにより、組織内のチェック機能を強化し、再発防止に努めてまいります。

なお、誤って収入した10月分19,800円及び11月分39,600円については、平成28年12月6日及び平成28年12月12日に戻出処理を行っております。

5 いわき地方振興局

[指摘事項]（平成29年11月14日監査公表第20号）

県税窓口での現金取扱いにおいて、著しく適正を欠いているものがある。

「事実の概要」

県税窓口での現金取扱いにおいて、平成28年5月16日に45,400円超過の過誤収納金が発生している。さらに、一連番号を付している納付（納入・払込）書及び領収済通知書の一部に確認できないものがある。

[措置状況の報告：福島県知事]（平成30年2月13日監査公表第2号）

今回の過誤収納金は、「県税部窓口収納及び徴収金払込み取扱いマニュアル（いわき地方振興局県税部作成）」の遵守が徹底されていなかったことなどにより発生したものです。

今回の事案を受け、現金と納付書等の確認作業の回数を増やしたほか、窓口対応の職員を増員し、複数職員による段階的なチェック体制を強化するとともに、新たに、納税者を確実に確認できるように納付（納入・払込）書及び領収済通知書の番号等を記録する一覧表を作成しました。

今後は、これらの対応を盛り込んだ当該マニュアルの遵守を徹底し、適正な事務処理に努め

てまいります。

6 保健福祉部健康衛生総室

[指摘事項] (平成29年11月14日監査公表第20号)

肝炎治療特別促進事業に係る医療費自己負担限度額の認定事務について、制度の取扱いによることなく、長期間にわたり誤った認定事務処理を行っており、事務事業執行体制に適切を欠いている。

「事実の概要」

肝炎治療特別促進事業に係る医療費自己負担限度額の階層区分を認定するに当たり、平成22年度税制改正に伴う影響緩和措置を講ずべきところ、具体的な事務処理方法を示すマニュアルを改正せず、長期間にわたり誤った認定事務処理を行っていた。

その結果、平成25年5月から平成29年5月までの間、計27件(実人数20名)を誤認定し、そのうち17名が本来、助成の対象であった医療費を合計で834,330円(延べ82月分)過大に負担していた。

[措置状況の報告：福島県知事] (平成30年2月13日監査公表第2号)

今般の認定誤りについては、平成22年度税制改正に伴う影響緩和措置への対応が内部で共有されず、マニュアル改正等の措置を怠ってしまったことが原因となっています。

対象となった方には、電話連絡及び文書により速やかに事情説明及び謝罪を行い、過大負担分については、全員に対して平成29年7月18日から平成29年8月18日にかけて追加助成を行いました。

また、再発防止策として、平成29年6月6日に事務処理マニュアルに正しい手順を正確に記載するとともに、確認漏れを防ぐため申請書の様式を変更しました。さらに、平成29年の6月23日に事務担当者会議を開催し、適切な認定方法の周知徹底を図りました。

今後は、複数の職員による確認を徹底し、チェック体制の強化を図り、関係規定に基づく適正な業務執行に努めてまいります。

7 商工労働部産業振興総室

[指摘事項] (平成29年11月14日監査公表第20号)

ハイテクプラザの機器使用料及び手数料の料金設定において、条例と施行規則の内容に整合性を欠き、料金収入に適正を欠くものがある。

「事実の概要」

平成28年4月1日から新たに設定したハイテクプラザの機器利用者等から徴収する使用料及び手数料について、福島県ハイテクプラザ条例に定める上限額を超えた料金を施行規則で設定したため、結果的に条例に定める上限額を超えて徴収した210,910円を還付している。

[措置状況の報告：福島県知事] (平成30年2月13日監査公表第2号)

今般の事案は、新たな機器の導入等に伴う使用料等の料金を規則で規定する際に、当該機器の料金が条例で定める上限の範囲内であるかについての確認が不十分であったことが原因です。

今般の事案を受け、平成29年1月20日に施行規則の料金を引き下げる改正を実施し、条例の内容と整合させた上で、該当する17企業に謝罪を行うとともに、平成29年2月13日までに210,910円を還付しました。

また、条例上限額と規則単価の照合リスト及びチェックリストを作成し、複数職員で確認をする組織的なチェック体制を整え、再発防止に取り組んでいます。

今後、使用料及び手数料の設定に当たっては、関係規程の整合性を取りつつ、適正に行ってまいります。

8 富岡土木事務所

[指摘事項] (平成29年11月14日監査公表第20号)

公用車の修繕料の支払事務に著しく適切でないものがある。

「事実の概要」

公用車6台の車検点検に当たって執行何書又は修繕調書を作成せず発注し、受注者から請求があったにもかかわらず、合計438,116円の支払手続を行っていなかった。

[措置状況の報告：福島県知事]（平成30年2月13日監査公表第2号）

今般の事案は、支払事務における組織的な確認体制が不十分であったことが原因です。

今般の事案を受け、業者に謝罪するとともに、速やかに支払処理を実施しました。

また、同様の不適切な処理を防止するため、発注状況、請求状況等の共有一覧表を作成するとともに、請求書等関係書類の保管場所を一か所に集中し、課員全員で確認できるよう体制を強化しました。

今後、公用車の車検点検事務に当たっては、関係規程に基づく適正な事務処理に努めてまいります。

9 相馬高等学校

[指摘事項]（平成30年2月13日監査公表第1号）

高等学校等就学支援金の受給資格認定における支給要件の確認事務に適正を欠き、授業料を誤って徴収しているものがある。

「事実の概要」

高等学校等就学支援金の受給資格認定のための支給要件の確認事務において、本来、減免後の市町村民税所得割額で受給資格を確認すべきところ、平成28年度入学の生徒1名については当該額の記載を見落とし、減免前の市町村民税所得割額で確認したため、受給資格が不認定とされた。その結果、本来、徴収不要であった授業料を、平成28年4月から平成29年6月までの15か月分計148,500円を誤って徴収した。

なお、当該事実が判明した後、平成29年9月に過徴収となっていた授業料を全額返還した。

[措置状況の報告：福島県教育委員会教育長]（平成30年度予定）

10 会津高等学校

[指摘事項]（平成30年3月27日監査公表第6号）

高等学校等就学支援金の受給資格認定における支給要件の確認事務に適正を欠き、授業料を誤って徴収しているものがある。

「事実の概要」

高等学校等就学支援金の受給資格認定のための支給要件の確認事務において、本来、減免後の市町村民税所得割額で受給資格を確認すべきところ、平成28年度入学の生徒1名については当該額の記載を見落とし、減免前の市町村民税所得割額で確認したため、受給資格が不認定とされた。その結果、本来、徴収不要であった授業料を、平成28年4月から平成29年6月までの15か月分計148,500円を誤って徴収した。

なお、当該事実が判明した後、平成29年9月に過徴収となっていた授業料を全額返還した。

[措置状況の報告：福島県教育委員会教育長]（平成30年度予定）

(I) 監査結果に基づく意見なし

（地方自治法第199条第10項）

(オ) 平成29年度定期監査における重点検証事項検証結果は、【別紙1】のとおりです。

平成29年度定期監査における重点検証事項検証結果について

(普通会計監査課)

1 テーマ

庁舎の維持管理について

2 検証の趣旨

県の庁舎は、行政目的を達成するために利用される公有財産であるとともに、県民共有の貴重な財産であり、適切に管理する必要がある。

そのため、それぞれの庁舎において、安全対策が適切に行われているか、維持管理にかかる事務が経済性、効率性、有効性の観点で適切に行われているかなどについて検証を行った。

3 調査対象機関

平成29年度の定期監査実施対象機関のうち、庁舎管理を行っている機関
計 151機関 161施設 (庁舎99、県立学校62)

4 主な検証事項

- (1) 火災対策等が適切に行われているか。
- (2) 庁舎維持管理業務委託が適切に行われているか。
- (3) 庁舎維持管理経費の節減が図られているか。
- (4) 固定資産台帳(建物)が新公会計制度に基づき適正に整備されているか。

5 検証結果

庁舎の維持管理については、火災対策においては防火避難訓練等の実施、維持管理業務委託においては不良箇所の早期発見・早期対応、管理経費の節減においては電気契約の見直しや不用箇所の消灯に取り組むなど、おおむね適切に行われていた。

主な検証事項ごとの結果については、別表のとおりである。

今後、庁舎等の老朽化に伴い、維持管理経費の更なる増加が見込まれることから、「福島県公共施設等総合管理計画」に基づき、中長期的な視点から維持管理・長寿命化等に取り組む必要がある。

別 表

検 証 事 項	検 証 の 結 果
<p>(1) 火災対策等が適切に行われているか。</p>	<p>主に避難訓練等の実施状況を検証した結果は次のとおりであり、おおむね適切であった。</p> <p>法令等に基づく消防計画を関係消防署へ提出し、防火避難訓練を実施して防火対策に取り組んでいた。</p> <p>消防設備等点検の結果、改善等を要するものがある場合については、その対応や検討をしていた。</p> <p>消火器は使用訓練や期限経過による交換、AEDは点検や取扱講習を実施していた。</p> <p>なお、平成29年12月に判明した自家発電設備の未実施法定負荷点検については、速やかに実施する必要がある。</p>
<p>(2) 庁舎維持管理業務委託が適切に行われているか。</p>	<p>主に委託契約の実施状況を検証した結果は次のとおりであり、おおむね適切であった。</p> <p>消防用設備点検業務、自家用電気工作物保安全管理業務、空調機保守点検業務、人的（機械的）警備及び清掃業務など、庁舎等において維持管理に必要な委託を実施していた。</p> <p>また、委託による点検等において不良箇所を発見し、早期に対応することにより、需用費等の維持管理経費の節約に努めていた。</p>
<p>(3) 庁舎維持管理経費の節減が図られているか。</p>	<p>主に維持管理経費の節減の取組状況を検証した結果は次のとおりである。</p> <p>光熱水費は、総じて節減が図られていた。特に、電気使用料金については、電力自由化による契約先の変更や契約内容の見直しにより、おおむね10%から30%の料金削減となっていた。</p> <p>主な節減の取組は、漏水発見のための水道メーター点検、昼休みや不用箇所の消灯、空調設備の温度管理、照明のLED化などであった。</p> <p>なお、庁舎等の老朽化が進み、給排水管からの漏水、屋根の雨漏り、空調等建築設備機器の不具合など、緊急を要する修繕が多く見られた。必要以上に高額な修繕費用とならないよう引き続き日常点検を実施するなど、不良箇所の早期発見に努めていく必要がある。</p>
<p>(4) 固定資産台帳（建物）が新公会計制度に基づき適正に整備されているか。</p>	<p>主に固定資産台帳の整備状況を検証した結果は次のとおりであり、おおむね適正であった。</p> <p>新システムへの移行に伴い、一部遅れが見られるものの公有財産の確認や登録の作業を順次進めていた。</p>

イ 企業会計

(7) 企業局

a 事項別件数

(単位：件)

事 項	平 成 28会計 年 度	平 成 27会計 年 度	平 成 26会計 年 度
1 収益関係 (1) 調定時期又は収入時期が遅延しているもの (2) 過調定又は不足調定となっているもの (3) その他収入事務手続が適切でないもの	2	1	
2 費用関係 (1) 費用の計上が過計上又は不足計上となっているもの (2) その他支払事務手続が適切でないもの			
3 契約関係 (1) 委託料等の積算が適切でないもの (2) 契約の時期が遅延しているもの (3) 履行の確認が適切でないもの (4) 契約締結の事務手続が適切でないもの			
4 資産・負債・資本関係 (1) 固定資産(負債)の管理が適切でないもの (2) たな卸資産の管理が適切でないもの (3) 流動資産(負債)の管理が適切でないもの (4) 資本の管理が適切でないもの			
5 その他	1		
合 計	3	1	0

b 3 E (経済性、効率性及び有効性) 区分件数 0 件

注「a 事項別件数」を3 E区分により分類しているため、該当しない指摘事項等もあります。

c 指摘事項 2 件

[指摘事項] (平成29年9月19日監査公表第19号)

前回の監査において指導事項とした収入調定の時期遅延について、今回も同様の事案が発生し、改善されておらず、内部牽制が不十分である。

[事実の概要]

平成28年度実施の定期監査において、調定の時期遅延の指導を受け、今後同様の事例がないように情報を共有するとともに進行管理を徹底し、内部チェック機能を充実させる旨の処理結果を報告したにもかかわらず、平成28年度の株式会社甲の年間土地使用料3件計26,710円について、平成28年4月1日に調定すべきところ、平成29年1月11日に調定しており、内部チェックが機能していない。

[措置状況の報告：福島県知事] (平成30年2月13日監査公表第4号)

今回の収入調定の時期遅延については、平成27年度以前に5年間の使用を許可したものであり、年度当初に処理すべき収入調定事務の引継ぎが正しく行われていなかったこと、また、前回の監査での指導を受けて、平成28年9月から作成している「使用許可状況一覧表」では、随時の使用許可のみ整理していたことから生じたものです。

平成29年度からは、「使用許可状況一覧表」には複数年の使用を許可しているものも記載することとし、また、定例的な収入について、件名、債務者名、事務処理基準日、未収計上日、収入期限日、主任主査確認印欄等の項目を設けた新たなチェックリストを作成し、定期的に複数の職員により調定・収入状況を確認することにより、内部チェックの更なる徹底を図ることとしました。

[指摘事項] (平成29年9月19日監査公表第19号)

支出時期が著しく遅延したことにより、延滞税が発生するなど県に損害を生じさせたものがある。

[事実の概要]

源泉所得税の納付が6か月以上、回線使用料及び物品購入代金等の支払いが1か月以上遅延したことにより、延滞税1,100円、遅延利息2,118円が発生した。

[措置状況の報告：福島県知事] (平成30年2月13日監査公表第4号)

源泉所得税の納付遅延については、報酬等支出及び所得税支出の事務分担は異なっており、両者間の情報共有が適切に行われなかったため生じたものです。

また、回線使用料等の支払遅延については、各担当者の事務の進捗管理を含めた課内チェック体制の不備により生じたものです。

平成29年度からは、源泉所得税については、「源泉所得税に関する事務処理」により、情報共有及び役割分担を明確化するとともに、「その他流動負債」についての総勘定元帳の補助簿を作成し、定期的にその残高を確認することにより、再発防止を図ることとしました。

定例的な支出については、事務処理基準日及び主任主査確認印欄を追加したチェックリストを作成し、定期的に執行状況を確認するとともに、随時の支出については、請求書の保管場所を定め、担当者以外でも未処理の請求書を確認し、処理を促すことにより、再発防止を図ることとしました。

(1) 病院局

a 事項別件数

(単位：件)

事 項	平 成 28会 計 年 度	平 成 27会 計 年 度	平 成 26会 計 年 度
1 収益関係 (1) 調定時期又は収入時期が遅延しているもの (2) 過調定又は不足調定となっているもの (3) その他収入事務手続が適切でないもの			1
2 費用関係 (1) 費用の計上が過計上又は不足計上となっているもの (2) その他支払事務手続が適切でないもの			1
3 契約関係 (1) 委託料等の積算が適切でないもの (2) 契約の時期が遅延しているもの (3) 履行の確認が適切でないもの (4) 契約締結の事務手続が適切でないもの			
4 資産・負債・資本関係 (1) 固定資産(負債)の管理が適切でないもの (2) たな卸資産の管理が適切でないもの (3) 流動資産(負債)の管理が適切でないもの (4) 資本の管理が適切でないもの		1 1	1
5 その他	1		5
合 計	1	2	8

b 3E(経済性、効率性及び有効性)区分件数 0件

注 「a 事項別件数」を3E区分により分類しているため、該当しない指摘事項等もあります。

c 指摘事項 該当なし

(ウ) 平成29年度定期監査における重点検証事項検証結果は、【別紙2】のとおりです。

平成29年度定期監査における重点検証事項検証結果（企業会計）

1 重点検証事項

- (1) 工事の執行状況について（企業局）
- (2) たな卸資産の経理・管理について（病院局）

2 検証の趣旨

【企業局】

工業用水道事業及び地域開発事業において、大規模な改修工事、造成工事が行われていることから、工事が適正に執行されているか確認する。

（検証事項）

- ・ 工事事務
- ・ 工事技術

【病院局】

前年度の定期監査で不適正が見受けられたたな卸資産の経理・管理が適正になされているか確認する。

（検証項目）

- ・ たな卸資産の購入、受入・払出、管理換え等の経理は適正か。
- ・ たな卸資産の有効活用や使用効率改善の取組等、管理事務は適正か。

3 検証の対象事業及び監査実施機関等

平成29年度の定期監査において、書面調査、聞き取り及び現地確認により検証を行った。

ア 対象事業

- ・ 企業局 工業用水道事業（磐城工業用水道、勿来工業用水道、小名浜工業用水道、好間工業用水道、相馬工業用水道）、地域開発事業
- ・ 病院局 県立病院事業

イ 監査実施機関

- ・ 企業局、いわき事業所
- ・ 病院局、矢吹病院、宮下病院、南会津病院、大野病院（休診中）、ふたば復興診療所

ウ 監査期間 平成29年7月14日～平成29年8月30日の委員監査対象分

エ 検証の内容

重点検証事項	主な検証事項
<p>1 工事の執行状況について（企業局） 改修工事や造成工事が適正に執行されているか確認する。</p>	<p>(1) 工事事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計、積算及び起工の手続は適正か ・ 入札事務は適正か ・ 契約事務は適正か ・ 完成事務処理は適正か など <p>(2) 工事技術</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計・積算は適正か ・ 各種工事の執行は適正か ・ 施工管理は適切か など

重点検証事項	主な検証事項
<p>2 たな卸資産の経理・管理について(病院局) たな卸資産の経理・管理が適正になされているか確認する。</p>	<p>(1) たな卸資産の購入、受入・払出、管理換え等の経理は適正か。 ・ たな卸資産の範囲は適正か ・ 購入手続は適正か ・ 実地たな卸は適正か など</p> <p>(2) たな卸資産の有効活用や使用効率改善の取組等、管理事務は適正か。 ・ 在庫が適切に把握され、有効活用されているか ・ 薬品の使用効率の改善に向けた取組は適切かなど</p>

4 指摘事項等

- (1) 工事の執行状況について(企業局)
なし
- (2) たな卸資産の経理・管理について(病院局)
なし

5 まとめ

(1) 企業局

工事の執行状況について、企業局4件、いわき事業所6件、合計10件を抽出して工事事務等が適正に執行されているか検証した。

① 工事事務について

- ・ 設計積算については、積算基準及び複数業者からの見積に基づき適切に算出されている。
- ・ 緊急を要するなどの理由により、起工何における予定工期を年度末限りと標準工期に比べ大幅に短く設定するなど、適正な工期が確保されていないものがあった。
- ・ 入札は条件付一般競争入札を原則とし、それによりがたい場合は理由を付し随意契約で実施しているが、随意契約を行うに当たり理由及び業者選定について審査を經ていないものがあった。
- ・ 工事を執行中に数量が確定したことによる数量変更や、調査結果を受けた工法の変更など、設計変更が適切に行われており、併せて必要日数を勘案し工期の延長を行っている。

② 工事管理について

- ・ 担当職員の説明を受けながら工事の施行状況について7件の現地確認を行い、出来型確認や更新工事を行った施設の稼働状況などを確認した結果、設計図書等のおり施行されているものと認められた。
- ・ 工事監督員は定期的に現場確認や請負業者との協議等を行い、現場管理、進行管理に努めている。
- ・ 下請関係の報告・確認は適切に行われているものの、建設リサイクル法第11条に基づく報告を行っていない事例が見られた。

上記のとおり、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部改善を要する事項については、平成30年度定期監査においてその取組状況を検証する。

(2) 病院局

各病院におけるたな卸資産の経理・管理や病院局における使用効率改善についての取組など、たな卸資産の経理・管理が適正になされているか検証した。

- ・ たな卸資産の経理については、一部において出庫伝票を作成していない事例が認められたものの、毎月実地たな卸を行い受払数量の適正な把握に努めるなど、おおむね適正に実施されているものと認められた。
- ・ 診療材料、医薬品の購入や在庫管理については、病院局において物品管理業務委託を行い一括調達等を行うことにより各病院の調達コスト削減や在庫管理業務の軽減を図っている。
- ・ 使用期限が近い薬品を優先的に使用し減耗額の発生を抑えるとともに、一部の病院において薬価差益の高い薬品の採用率を高めるなど、医業収支改善に努めている。
- ・ 薬品の使用期限切れの主な理由は、急患の来院を想定した在庫や抗がん剤などの高額薬品使用患者の治療終了等はやむを得ないものと認められ、そのような場合には最小単位で購入するなどの対策をとっている。
- ・ 病院局全体において、薬品収入が薬品費を上回っているものの、薬価基準改定の影響なども受け薬品使用効率は前年度を下回っていることから、医業収支改善に向けた取組について引き続き確認していく必要がある。

上記のとおり、おおむね適正に実施されているものと認められたが、一部改善を要する事項については、平成30年度定期監査においてその取組状況を検証する。

(2) 財政的援助等監査

事項別件数

(単位：件)

事 項	平 成 28会 計 年 度	平 成 27会 計 年 度	平 成 26会 計 年 度
1 事務（事業執行に適切でないものがある）		3	3
2 収入（収益）関係 (1) 調定時期又は収入時期などが適切でないもの (2) その他収入事務手続が適切でないもの			
3 支出（費用）関係 (1) 支出の計上が過計上又は不足計上となっているもの (2) その他支払事務が適切でないもの	1		1
4 補助・契約関係 (1) 補助申請等の事務手続が適切でないもの (2) 委託契約等の事務手続が適切でないもの (3) 補助、委託等の成果確認が適切でないもの (4) 補助金交付要綱等に検討を要するもの	2		1
5 財産関係 (1) 固定、たな卸資産の管理が適切でないもの (2) 流動資産の管理が適切でないもの (3) その他財産の管理が適切でないもの	1	1	
6 その他			
合 計	4	4	5

4 行政監査（課題監査）結果等の概要

平成29年度行政監査

監査の結果の概要は、次のとおりである。

ア テーマ 「試験研究機関の研究とその活用について」

イ 目的

東日本大震災及び原発事故からの復興・創生を推進する本県において、環境の回復・創造、心身の健康、農林水産業再生、中小企業復興、新産業創造等は最重点課題であり、これを支える技術の研究開発は極めて重要となっている。

こうした中、本県の試験研究機関においては、除染、廃棄物処理、感染症検査、農林水産物の放射性物質除去・低減、オリジナル品種開発、ロボット・再生可能エネルギー関連等の技術開発に関する研究が進められ、有用かつ迅速な成果が求められている。

については、県の試験研究機関の研究が、ニーズを的確に捉えて効率的・効果的に行われ、その成果が有効に活用されているかを監査し、より実効性のある研究の推進に資する。

ウ 着眼点

- (1) 研究課題が県民ニーズや行政課題を踏まえ適切に選定されているか。
- (2) 研究が目的の達成に向け計画的に進行管理されているか。
- (3) 研究成果が有効に活用されているか。

エ 対象機関

- (1) 試験研究機関（8機関）

環境創造センター、衛生研究所、ハイテクプラザ、農業総合センター、林業研究センター、水産試験場、内水面水産試験場、科学捜査研究所

- (2) 本庁所管課等（12課室）

生活環境部環境共生課、除染対策課、保健福祉部薬務課、商工労働部商工総務課、産業創出課、ロボット産業推進室、農林水産部農林総務課、農業振興課、水田畑作課、園芸課、水産課、林業振興課

オ 対象研究課題等

- (1) 現年度対象課題：平成28年度に対象試験研究機関が実施した研究課題 193件
- (2) 過年度対象課題：平成28年度に成果を活用した過年度の研究課題 48件
- (3) 対象試験研究機関に係る県有知的財産（特許権、育成者権等）

カ 監査委員意見

【監査結果の総括】

県の各試験研究機関が平成28年度に実施した研究課題等を対象に、3つの着眼点から監査した結果、次のとおり、個別に検討改善を要する点があるものの、その時々々のニーズを捉えて計画的に執行し、その成果が有効に活用されていると認められる。

試験研究機関においては、研究計画における目的、期間、目標、成果の移転見込みを具体的かつ明確に設定し、本庁所管課等と共有して、研究目的の達成及び研究成果の有効活用への取組をさらに強化し、県民ニーズや行政課題に応じていくことが望まれる。

- (1) 「研究課題が県民ニーズや行政課題を踏まえて適切に選定されているか」

〔ポイント：選定基準・組織の整備、県民ニーズ・行政課題の反映〕

→選定における施策との関連に係る検討が十分でない機関が一部見られるが、総体的には、福島県総合計画「ふくしま新生プラン」の主要施策、各部で定めた研究方

針、各試験研究機関内の会議での検討、科学技術調整会議での事前評価等により、市町村・関係団体・企業等のニーズ及び県の行政課題を捉え、研究課題が選定されている。

(2) 「研究が目的の達成に向け計画的に進行管理されているか」

〔ポイント：個別研究計画の整備、進捗状況の確認（中間報告・評価等）〕

→個別研究計画における目標等の整備や計画変更の管理等が十分でない機関が一部見られるが、総体的には、研究課題ごとに個別研究計画を整備し、試験研究機関内の会議や科学技術調整会議での中間評価等により進捗状況を確認しており、計画的に進行管理されている。

(3) 「研究成果が有効に活用されているか」

〔ポイント：成果の公表・報告、成果の移転・提供、知的財産の管理・活用〕

→全ての試験研究機関において、成果報告会、県ホームページ等により公表・報告し、技術指針・解析手法への反映、品種の改良、技術の普及・指導等により移転・提供しており、研究成果が有効に活用されている。

また、ハイテクプラザ、農業総合センター及び林業研究センターに係る特許権・育成者権等が、各部で定める要綱・マニュアル等の規定に基づき、保護・管理されている。

【個別に検討改善を要する点】（試験研究機関別）

○環境創造センター

- (1) 環境創造センター開設後、本庁内における研究課題の選定等に関わる組織体制がないので、本庁において、生活環境部関係課室からの研究要望の集約、施策との関連に関する確認等を行う取組について検討されたい。
- (2) 調査研究計画において、目標、年次計画、成果の移転見込みに関する事項が未整備で、研究目的の達成状況が明らかでないので、それらの整備について検討されたい。
- (3) 研究期間を研究課題一律に10年間としているので、研究と関連する事業の進捗状況に応じた研究期間や方法の見直しについて検討されたい。

○衛生研究所

- (4) 研究課題の選定に係る基準、試験研究機関内の組織体制、本庁における保健福祉部内の関係機関からの研究要望の集約がなく、施策との関連に係る検討が十分でないので、試験研究機関内の選定基準の整備や、保健福祉部内の関係機関からの研究要望を集約する取組について検討されたい。

○ハイテクプラザ

- (5) 研究課題の選定に係る基準、本庁内における組織がなく、施策との関連に係る検討が十分でないので、商工労働部関係課室からの研究要望の集約、施策との関連に関する確認等を行う取組について検討されたい。
- (6) 個別の研究課題において、研究課題テーマや目標の変更に関する管理が十分でないものがあるので、研究計画概要書の重要事項の変更に係る手続・方法について検討されたい。

○農業総合センター

- (7) 試験設計書の大課題の計画において、目標、年次計画、成果の移転見込みに関する事項が未整備で、目的の達成状況が明らかでなく、また、構成する中課題以下との不整合があるので、それらの整備について検討されたい。

○林業研究センター

- (8) 試験研究全体計画書及び年度別試験研究設計書において、目標に関する事項が未整備で、目的の達成状況が明らかでないので、その整備について検討されたい。

- (9) 個別の研究課題において、計画の変更に関する管理が十分でないものがあるので、試験研究全体計画書等の重要事項の変更に係る手続・方法について検討されたい。

○水産試験場

- (10) 試験計画書について、研究期間全体の計画、目標に関する事項が未整備で、年次計画の研究期間に誤りがあり、研究目的の達成状況が明らかでないので、それらの整備について検討されたい。

- (11) 個別の研究課題において、目標達成の見通しが立っていないものがあるので、研究方法の見直しについて検討されたい。

○内水面水産試験場

- (12) 試験計画書について、研究期間全体の計画、目標に関する事項が未整備で、研究目的の達成状況が明らかでないので、それらの整備について検討されたい。

- (13) 個別の研究課題において、目標達成の見通しが立っていないものがあるので、研究方法の見直しについて検討されたい。

○農業総合センター、林業研究センター、水産試験場、内水面水産試験場

- (14) 放射線関係研究課題において、農林水産技術会議評価部会の報告案件で、単年度実施の継続状態となっており、研究目的の達成に向けた工程を示す研究計画となっていないので、一般の研究課題と同様に、定めた期間で研究目的を達成する研究として、計画の見直しについて検討されたい。

○農業総合センター、林業研究センター

- (15) 特許権・育成者権の登録更新において、実施許諾の活用実績等を確認せずに更新しているものがあるので、活用の状況・見通しを確認の上、登録更新に努められたい。

○科学捜査研究所

- (16) 研究課題の選定に係る基準、試験研究機関内における組織体制、警察本部内の研究要望の集約がなく、選定に係る検討が十分でないので、研究課題の選定に係る基準や試験研究機関内の組織体制の整備について検討されたい。

- (17) 個別研究計画として「研究テーマと要旨」を作成し、1年以内の研究期間、鑑定業務への成果活用を基本として運用されているが、目標、年次計画、成果の移転見込みに関する事項が未整備で、研究目的の達成状況が明らかでないので、それらの整備や、研究内容に応じた研究期間の設定について検討されたい。

(2) 平成28年度行政監査の結果に係る措置状況

平成28年度に「防災体制の整備状況について」をテーマに行った。その結果に対し、知事、公安委員会委員長から措置状況の通知があり福島県報に登載した。

5 住民監査請求の状況

(1) 住民監査請求

平成29年度は住民監査請求がありませんでした。

(参 考)

住 民 監 査 請 求 手 続 の 概 要

1 住民監査請求

住民監査請求は、県民の方が、知事や職員等について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるとき、これを証する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な処置を講ずべきことを請求するものです。

2 監査請求ができるもの（監査対象事項）

監査請求をすることができる事柄は、次に掲げるような財務会計上の行為です。

- (1) 違法又は不当な公金の支出
- (2) 違法又は不当な財産の取得、管理、処分
- (3) 違法又は不当な契約の締結、履行
- (4) 違法又は不当な債務その他の義務の負担
((1)～(4)の行為がなされることが相当な確実さをもって予測される場合も含む。)
- (5) 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実
- (6) 違法又は不当に財産の管理を怠る事実

なお、上記の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、監査請求をすることができません。

ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

3 請求者

監査請求ができるのは、福島県内に住所がある方です。

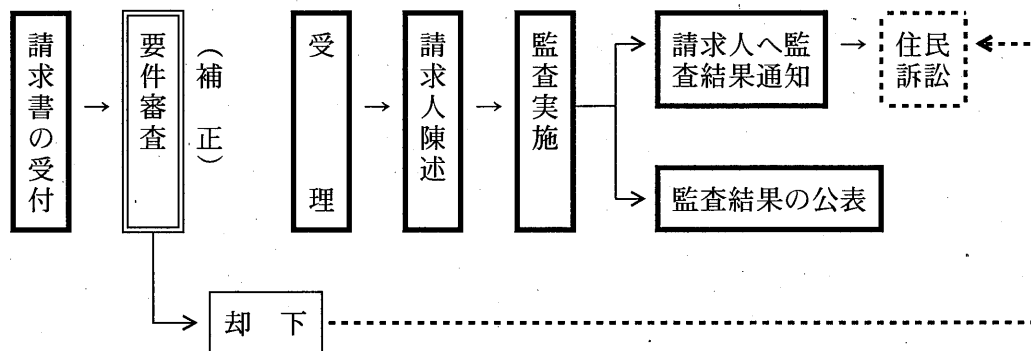
4 請求書の作成

- (1) 請求の対象となるのは誰か、知事や職員等を特定し記載します。
- (2) 請求することはどのようなことなのか、次の内容を記載します。
 - ア 誰が
 - イ いつ、どのようなことを行ったか
 - ウ そのことは、どのような理由で、違法又は不当か

エ したがって、どのような措置（防止、是正、改め、こうむった損害の補填）を請求するのか

- (3) 請求者の住所、職業、氏名（自署）を記載し、押印します。
- (4) 請求書には、左記「2」に掲げる事実を証明する「事実証明書」を添付しなければなりません。

5 監査請求の手続



6 問合せ先

福島県監査委員事務局〔福島県庁西庁舎12階〕
〒960-8681福島市杉妻町2番16号
福島県庁内郵便局私書箱第24号
電話 (024) 521-7584・7585
E-mail kansajim@pref.fukushima.lg.jp

6 外部監査制度の状況

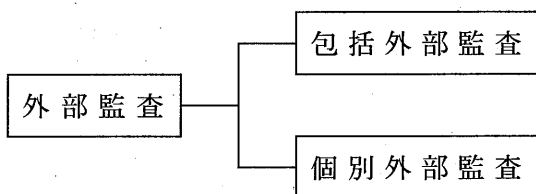
この制度は、これまでの監査委員による監査制度に加え、新たに専門的知識を有する外部の第三者に監査を委ねることにより、監査制度の一層の充実を図ることを目的として、平成9年6月の地方自治法の改正により制度化され、平成11年4月から実施されたものです。

本県では、外部監査の事務は知事部局（総務部人事総室職員研修課）が担当しておりますが、その状況は次のとおりです。

(1) 外部監査制度

ア 外部監査制度の概要

地方公共団体が、専門的知識を有する外部の者（弁護士、公認会計士等）と委託契約を締結し、財務に関する事務の執行等について監査を受ける制度です。外部監査制度は、「包括外部監査」と「個別外部監査」の2つに大別されます。



イ 包括外部監査

包括外部監査は、外部監査人が財務監査の範囲から監査テーマを自ら選定し、年1回以上これについて監査を行うものです。

ウ 個別外部監査

監査委員が行う要求・請求に関する監査について、個別外部監査の請求があった場合に、外部監査人が監査委員に代わって監査を行うものです。

なお、要求・請求に関する監査とは次のようなものがあります。

(ア) 直接請求による事務の監査請求

(イ) 議会からの要求監査

(ウ) 長からの事務の執行に関する監査の要求

(エ) 長からの財政的援助等団体への監査の要求

(オ) 住民監査請求

エ 外部監査に関して監査委員が行うべき主な事項

(ア) 外部監査契約締結に関する意見

(イ) 外部監査人補助者選任前の協議、協議後の告示

(ウ) 外部監査人の監査結果報告に関する公表

(エ) 外部監査結果に基づき監査対象団体が講じた措置状況報告に関する公表

(2) 外部監査の実施状況

ア 平成29年度包括外部監査実施状況

(ア) 包括外部監査人

公認会計士 満山 幸成

- (イ) 契約期間
平成29年4月1日～平成30年3月31日
 - (ウ) 監査テーマ
「下水道事業の財務事務の執行及び事業の管理について」
 - (エ) 結果
指摘事項16件、意見20件
 - (オ) 公表
平成30年5月に県報掲載予定
- イ 平成29年度個別外部監査実施状況
平成29年度は、個別外部監査を請求された事例はありませんでした。

7 監査結果等の公表

監査委員は、監査の結果等について公表することとされています。

それぞれの監査の結果等について、次のとおり福島県報に登載し公表しました。

県報登載年月日	公表番号	公表内容
平成29年5月12日	監査公表第13号 監査公表第14号	監査公表第1号(*1)に関する措置状況の通知 監査公表第9号(*2)に関する措置状況の通知
平成29年5月30日	監査公表第15号	平成28年度包括外部監査結果の報告
平成29年8月15日	監査公表第16号 監査公表第17号	監査公表第12号(*2)に関する措置状況の通知 (28年度行政監査結果に係る措置：知事) 監査公表第12号(*2)に関する措置状況の通知 (28年度行政監査結果に係る措置：公安委員会委員長)
平成29年9月19日	監査公表第18号 監査公表第19号	定期監査（普通会計）の結果 定期監査（企業会計）の結果
平成29年11月14日	監査公表第20号	定期監査（普通会計）の結果
平成30年2月13日	監査公表第1号 監査公表第2号 監査公表第3号 監査公表第4号 監査公表第5号	定期監査（普通会計）の結果 監査公表第18号に関する措置状況の通知 監査公表第18号に関する措置状況の通知 監査公表第19号に関する措置状況の通知 監査公表第20号に関する措置状況の通知
平成30年3月27日	監査公表第6号 監査公表第7号 監査公表第8号 監査公表第9号	定期監査（普通会計）の結果 財政的援助等監査の結果 財政的援助等監査の結果 行政監査の結果

(*1) 平成29年2月14日県報登載 (*2) 平成29年3月28日県報登載

課 名 及 び 業 務 内 容

- 【監査総務課】
- 1 事務局内の庶務、人事、予算及び経理に関すること。
 - 2 請求監査及び要求監査に関すること。
 - 3 職員の賠償責任に係る監査に関すること。
 - 4 監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)の実施についての基本方針及び計画に関すること。
 - 5 監査等の結果の報告及び公表並びに意見の提出に関すること。
- 【普通会計監査課】
- 1 普通会計に係る定期監査及び随時監査の総括並びに決算審査に関すること。
 - 2 健全化判断比率の審査に関すること。
 - 3 普通会計に係る例月出納検査に関すること。
 - 4 基金の運用状況の審査に関すること。
 - 5 指定金融機関の監査に関すること。
 - 6 技術監査に関すること。
- 【企業会計監査課】
- 1 企業会計に係る定期監査及び随時監査の総括並びに決算審査に関すること。
 - 2 資金不足比率の審査に関すること。
 - 3 財政的援助等に係る監査に関すること。
 - 4 行政監査に関すること。
 - 5 企業会計に係る例月出納検査に関すること。
 - 6 出納取扱金融機関の監査に関すること。

平成29年度 監査のあらまし

平成30年3月発行

編集・発行 福島県監査委員事務局
〒960-8681
福島市杉妻町2番16号
福島県庁内郵便局私書箱第24号
TEL (024) 521-7585
FAX (024) 521-7966
福島県ホームページ

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/>

(トップページ>組織でさがす>監査委員事務局)

